

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め	(漁業管理課) 1

告 示

高知県告示第463号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

◎区画漁業権（117件）

〔第一種区画漁業（貝類養殖）〕
(東部海区関係)

1 公示番号 区第2,001号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町白浜間浜

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町白浜間浜西区画基点

基点乙 安芸郡東洋町白浜間浜東区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に7度42分の線と乙から甲を見通した線から左に77度12分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に1度57分の線と乙から甲を見通した線から左に171度31分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に15度17分の線と乙から甲を見通した線から左に135度25分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に21度26分の線と乙から甲を見通した線から左に96度26分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで

類垂下式養殖業

(3) 地元地区

安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

(中部海区関係)

2 公示番号 区第2,002号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結大手沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 香南市夜須町手結浦戸濤県漁場基点第90号

基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に22度51分31秒の線と乙から甲を見通した線から右に5度17分2秒の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に62度48分31秒の線と乙から甲を見通した線から右に20度52分42秒の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31秒の線と乙から甲を見通した線から右に44度40分50秒の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に48度29分0秒の線と乙から甲を見通した線から右に55度51分37秒の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19秒の線と乙から甲を見通した線から右に34度21分36秒の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から左に83度0分0秒の線と乙から甲を見通した線から右に48度3分36秒の線との交点

キ 甲から乙を見通した線から左に62度30分42秒の線と乙から甲を見通した線から右に72度8分36秒の線との交点

ク 甲から乙を見通した線から左に55度6分38秒の線と乙から甲を見通した線から右に82度35分29秒の線との交点

ケ 甲から乙を見通した線から左に52度12分32秒の線と乙から甲を見通した線から右に79度4分38秒の線との交点

コ 甲から乙を見通した線から左に42度23分23

秒の線と乙から甲を見通した線から右に75度53分27秒の線との交点

サ 甲から乙を見通した線から左に34度40分22秒の線と乙から甲を見通した線から右に77度59分53秒の線との交点

シ 甲から乙を見通した線から左に29度1分6秒の線と乙から甲を見通した線から右に82度50分16秒の線との交点

ス 甲から乙を見通した線から左に23度42分43秒の線と乙から甲を見通した線から右に89度24分51秒の線との交点

セ 甲から乙を見通した線から左に22度27分57秒の線と乙から甲を見通した線から右に69度52分42秒の線との交点

ソ 甲から乙を見通した線から左に12度41分39秒の線と乙から甲を見通した線から右に29度36分24秒の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ及びソアを結ぶ15直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで

類垂下式養殖業

(3) 地元地区

香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

3 公示番号 区第2,003号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点

基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の線と乙から甲を見通した線から右に27度6分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の線と乙から甲を見通した線から右に38度23分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の

<p>線と乙から甲を見通した線から右に14度11分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>4 公示番号 区第2,004号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点</p> <p>基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の線と乙から甲を見通した線から左に79度52分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の線と乙から甲を見通した線から左に26度57分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の線と乙から甲を見通した線から左に22度50分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の線と乙から甲を見通した線から左に81度12分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>5 公示番号 区第2,005号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(2)</p> <p>イ 漁場の区域</p>	<p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位139度54分の線上甲から174メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位177度21分の線上甲から308メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位183度52分の線上甲から289メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位145度43分の線上甲から138メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>6 公示番号 区第2,006号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐市宇佐町小宇津賀地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位234度35分の線上甲から242メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位234度35分の線上甲から30メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位203度23分の線上甲から198メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線に囲まれた区域中最大高潮時の海岸線から沖合の区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>7 公示番号 区第2,007号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内下浦場地先</p>	<p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内大崎の鼻区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位45度18分の線上甲から116メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位0度40分の線上甲から170メートルの点</p> <p>ウ 乙から磁針方位271度53分の線上乙から128メートルの点</p> <p>エ 乙から磁針方位243度7分の線上乙から78メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大潮時の海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>8 公示番号 区第2,008号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から1,113メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から1,062メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p>
--	---	---

<p>須崎市のうち大谷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>9 公示番号 区第2,009号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼小鎌田鎌田道路護岸地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町久礼小鎌田鎌田道路護岸基点 ア 甲から磁針方位140度03分の線上甲から170メートルの点 イ 甲から磁針方位140度57分の線上甲から140メートルの点 ウ 甲から磁針方位120度52分の線上甲から145メートルの点 エ 甲から磁針方位123度25分の線上甲から174メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡中土佐町のうち久礼鎌田</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>10 公示番号 区第2,010号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀濬小型定置漁場基点 ア 甲から磁針方位284度26分の線上甲から433メートルの点 イ 甲から磁針方位232度44分の線上甲から563メートルの点 ウ 甲から磁針方位246度14分の線上甲から793メートルの点 エ 甲から磁針方位280度23分の線上甲から711メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>	<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 (西部海区関係)</p> <p>11 公示番号 区第2,011号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町伊田前磯沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町伊田弁天濬県漁場基点第120号 ア 甲から磁針方位180度48分の線上甲から555メートルの点 イ 甲から磁針方位234度12分の線上甲から320メートルの点 ウ 甲から磁針方位234度12分の線上甲から20メートルの点(瀬田濬) エ 甲から磁針方位148度23分の線上甲から452メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>12 公示番号 区第2,012号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬地先(1) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬区画基点 ア 甲から磁針方位128度36分の線上甲から310メートルの点 イ 甲から磁針方位123度10分の線上甲から338メートルの点</p>	<p>ウ 甲から磁針方位133度25分の線上甲から415メートルの点 エ 甲から磁針方位138度8分の線上甲から393メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>13 公示番号 区第2,013号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬地先(2) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬区画基点 ア 甲から磁針方位148度40分の線上甲から242メートルの点 イ 甲から磁針方位141度5分の線上甲から264メートルの点 ウ 甲から磁針方位151度17分の線上甲から348メートルの点 エ 甲から磁針方位157度15分の線上甲から331メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>14 公示番号 区第2,014号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口ねご濬東地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬区画基点 ア 甲から磁針方位265度40分の線上甲から612</p>
---	---	---

<p>メートルの点 イ 甲から磁針方位265度40分の線上甲から572メートルの点 ウ 甲から磁針方位255度51分の線上甲から583メートルの点 エ 甲から磁針方位256度35分の線上甲から622メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>15 公示番号 区第2,015号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口岬防波堤地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤 (IV) 区画基点 基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯台 ア 甲から乙を見通した線から右に4度0分線上甲から286メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に26度30分の線上甲から313メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に31度0分の線上甲から267メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に4度0分の線上甲から236メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>16 公示番号 区第2,016号 (1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口大落地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤 (IV) 区画基点 基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯台 ア 甲から乙を見通した線から右に284度0分の線上甲から151メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に290度0分の線上甲から149メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に288度0分の線上甲から104メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に280度0分の線上甲から107メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>17 公示番号 区第2,017号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越大刈谷地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画基点 ア 甲から磁針方位134度14分の線上甲から114メートルの点 イ 甲から磁針方位141度4分の線上甲から171メートルの点 ウ 甲から磁針方位182度40分の線上甲から192メートルの点 エ 甲から磁針方位194度45分の線上甲から143メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p>	<p>土佐清水市のうち越 (4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>18 公示番号 区第2,018号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越カサアジロ地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画基点 ア 甲から磁針方位13度35分の線上甲から141メートルの点 イ 甲から磁針方位23度21分の線上甲から95メートルの点 ウ 甲から磁針方位332度12分の線上甲から90メートルの点 エ 甲から磁針方位340度42分の線上甲から137メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>19 公示番号 区第2,019号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越小刈谷地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平塚区画基点 ア 甲から磁針方位223度15分の線上甲から100メートルの点 イ 甲から磁針方位190度30分の線上甲から170メートルの点 ウ 甲から磁針方位218度30分の線上甲から288メートルの点 エ 甲から磁針方位238度15分の線上甲から255メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期</p>
---	--	---

<p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>20 公示番号 区第2,020号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越松の下地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平築区画基点 ア 甲から磁針方位357度28分の線上甲から134メートルの点 イ 甲から磁針方位24度9分の線上甲から234メートルの点 ウ 甲から磁針方位40度45分の線上甲から213メートルの点 エ 甲から磁針方位25度44分の線上甲から90メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>21 公示番号 区第2,021号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越大間地先(1) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越大間区画基点 ア 甲から磁針方位223度13分の線上甲から232メートルの点 イ 甲から磁針方位206度13分の線上甲から209メートルの点 ウ 甲から磁針方位201度20分の線上甲から356メートルの点 エ 甲から磁針方位212度10分の線上甲から371メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>	<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>22 公示番号 区第2,022号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越大間地先(2) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越あしずり港岸壁区画基点 ア 甲から磁針方位34度50分の線上甲から390メートルの点 イ 甲から磁針方位47度50分の線上甲から430メートルの点 ウ 甲から磁針方位69度25分の線上甲から276メートルの点 エ 甲から磁針方位51度0分の線上甲から208メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>23 公示番号 区第2,023号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市養老森出し地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市養老ガラク区画基点 ア 甲から磁針方位102度32分の線上甲から499メートルの点 イ 甲から磁針方位100度18分の線上甲から597メートルの点 ウ 甲から磁針方位113度42分の線上甲から644メートルの点</p>	<p>エ 甲から磁針方位117度48分の線上甲から551メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち養老及び松崎</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>24 公示番号 区第2,024号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市三崎鳶の巣地先(5) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市三崎三崎港南防波堤突端区画基点 ア 甲から磁針方位53度19分の線上甲から384メートルの点 イ 甲から磁針方位83度10分の線上甲から392メートルの点 ウ 甲から磁針方位95度41分の線上甲から224メートルの点 エ 甲から磁針方位41度25分の線上甲から214メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び瓜白</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>25 公示番号 区第2,025号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市三崎鳶の巣南地先(2) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市三崎赤瀬漁場基点 ア 甲から磁針方位20度58分の線上甲から654メートルの点</p>
--	---	--

イ 甲から磁針方位25度32分の線上甲から462メートルの点
 ウ 甲から磁針方位 6度25分の線上甲から445メートルの点
 エ 甲から磁針方位 7度38分の線上甲から640メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区
 土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

26 公示番号 区第2,026号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市竜串地先(3)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市竜串大濠区画基点
 ア 甲から磁針方位189度51分の線上甲から621メートルの点
 イ 甲から磁針方位208度38分の線上甲から555メートルの点
 ウ 甲から磁針方位205度16分の線上甲から405メートルの点
 エ 甲から磁針方位181度28分の線上甲から490メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区
 土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

27 公示番号 区第2,027号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜地先(2)
 イ 漁場の区域
 点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号
 ア 甲から磁針方位357度13分の線上甲から251メートルの点
 イ 甲から磁針方位18度41分の線上甲から456メートルの点
 ウ 甲から磁針方位30度54分の線上甲から440メートルの点
 エ 甲から磁針方位18度58分の線上甲から197メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

28 公示番号 区第2,028号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海弘浦地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山八幡鼻区画基点
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山小海下の鼻区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に111度2分の線と乙から甲を見通した線から右に46度0分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に79度0分の線と乙から甲を見通した線から右に61度5分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に106度5分の線と乙から甲を見通した線から右に20度5分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に143度0分の線と乙から甲を見通した線から右に21度2分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区
 宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

29 公示番号 区第2,029号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市大島大島南地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市大島咸陽島区画基点
 基点乙 宿毛市大島烏帽子嶺区画基点
 基点丙 宿毛市大島矢竹島西南区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に84度27分の線上甲から96メートルの点
 イ 丙から甲を見通した線から左に76度17分の線上丙から80メートルの点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に42度35分の線と乙から甲を見通した線から左に31度17分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に30度3分の線と乙から甲を見通した線から左に33度22分の線との交点
 オ 甲から乙を見通した線から右に12度26分の線と乙から甲を見通した線から左に10度21分の線との交点
 カ 甲から乙を見通した線から左に5度40分の線と乙から甲を見通した線から右に124度52分の線との交点
 キ 甲から乙を見通した線から右に4度18分の線と乙から甲を見通した線から左に133度56分の線との交点
 ク 甲から乙を見通した線から右に12度5分の線と乙から甲を見通した線から左に47度50分の線との交点
 ケ 甲から乙を見通した線から右に25度15分の線と乙から甲を見通した線から左に86度12分の線との交点
 コ 甲から乙を見通した線から右に66度46分の線と乙から甲を見通した線から左に50度46分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアを結ぶ10直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで

類垂下式養殖業

(3) 地元地区
宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

30 公示番号 区第2,030号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島網代谷地先(1)

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市藻津大藤島松示落区画基点
基点乙 宿毛市藻津大藤島網代の北の鼻区画基点
ア 甲から乙を見通した線から右に83度59分の線と乙から甲を見通した線から左に53度38分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から右に83度37分の線と乙から甲を見通した線から左に41度46分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から右に32度18分の線と乙から甲を見通した線から左に100度8分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から右に42度7分の線と乙から甲を見通した線から左に98度39分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
類垂下式養殖業

(3) 地元地区
宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
〔第一種区画漁業（魚類養殖）〕
(東部海区関係)

1 公示番号 区第3,001号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦港内びしゃご落地先

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡東洋町甲浦びしゃご落区画基点
ア 甲から磁針方位277度12分の線上甲から146メートルの点

イ 甲から磁針方位154度58分の線上甲から27メートルの点

ウ 甲から磁針方位144度45分の線上甲から108メートルの点

エ 甲から磁針方位191度55分の線上甲から150メートルの点

オ 甲から磁針方位262度45分の線上甲から183メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

2 公示番号 区第3,002号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦港内くじら落地先

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡東洋町甲浦港内くじら落区画基点
ア 甲から磁針方位345度20分の線上甲から117メートルの点
イ 甲から磁針方位25度12分の線上甲から138メートルの点
ウ 甲から磁針方位91度30分の線上甲から162メートルの点
エ 甲から磁針方位295度46分の線上甲から31メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
(中部海区関係)

3 公示番号 区第3,003号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡芸西村上黒落県漁場基点
ア 甲から磁針方位192度8分の線上甲から3,034メートルの点
イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から3,033メートルの点
ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から2,830メートルの点
エ 甲から磁針方位191度48分の線上甲から2,836メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

4 公示番号 区第3,004号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結大手沖

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 香南市夜須町手結浦戸落県漁場基点90号
基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点
ア 甲から乙を見通した線から左に62度48分31秒の線と乙から甲を見通した線から右に20度52分42秒の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19秒の線と乙から甲を見通した線から右に34度21分36秒の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に48度29分0秒の線と乙から甲を見通した線から右に55度51分37秒の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31

秒の線と乙から甲を見通した線から右に44度40分50秒の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びビアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

5 公示番号 区第3,005号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町宇佐萩崎地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度40分の線と乙から甲を見通した線から右に52度37分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に65度26分の線と乙から甲を見通した線から右に60度39分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に56度17分の線と乙から甲を見通した線から右に63度28分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点
 オ 甲から乙を見通した線から左に69度11分の線と乙から甲を見通した線から右に41度20分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区

土佐市のうち新居

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

6 公示番号 区第3,006号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の線と乙から甲を見通した線から右に27度6分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の線と乙から甲を見通した線から右に38度23分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の線と乙から甲を見通した線から右に14度11分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

7 公示番号 区第3,007号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の線と乙から甲を見通した線から左に79度52分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の

線と乙から甲を見通した線から左に26度57分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の線と乙から甲を見通した線から左に22度50分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の線と乙から甲を見通した線から左に81度12分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

8 公示番号 区第3,008号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(2)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点
 ア 甲から磁針方位139度54分の線上甲から174メートルの点
 イ 甲から磁針方位177度21分の線上甲から308メートルの点
 ウ 甲から磁針方位183度52分の線上甲から289メートルの点
 エ 甲から磁針方位145度43分の線上甲から138メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

<p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>9 公示番号 区第3,009号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐市宇佐町小宇津賀地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位234度35分の線上甲から242メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位234度35分の線上甲から30メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位203度23分の線上甲から198メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線に囲まれた区域中最大高潮時の海岸線から沖合の区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td>(くろまぐる養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>10 公示番号 区第3,010号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内光松地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上</p> <p>ア 甲から磁針方位286度55分の線上甲から528メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位295度6分の線上甲から590メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位357度30分の線上甲から427メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位2度40分の線上甲から333メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		<p>(くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>11 公示番号 区第3,011号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内長迫小網代地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内福良下大添茂申西の鼻区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位312度23分の線上甲から407メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位305度10分の線上甲から352メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位44度48分の線上甲から543メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位36度32分の線上甲から600メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにアエ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td>(くろまぐる養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>12 公示番号 区第3,012号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内苦木地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上</p> <p>ア 甲から磁針方位248度12分の線上甲から868メートルの点(茂申の鼻)</p> <p>イ 甲から磁針方位258度25分の線上甲から844メートルの点</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)	<p>ウ 甲から磁針方位245度0分の線上甲から682メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位216度7分の線上甲から826メートルの点</p> <p>オ 甲から磁針方位218度37分の線上甲から945メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線並びにオア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td>(くろまぐる養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>13 公示番号 区第3,013号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内大鹿千族地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上</p> <p>ア 甲から磁針方位80度40分の線上甲から150メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位51度36分の線上甲から588メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位61度30分の線上甲から612メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位120度9分の線上甲から200メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td>(くろまぐる養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)																															
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)																															
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)																															
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)																															

<p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>14 公示番号 区第3,014号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内下がり木地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内福良クロハ区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内福良ウバガフツクロ区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に24度45分の線と乙から甲を見通した線から右に60度47分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に48度35分の線と乙から甲を見通した線から右に98度48分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に42度21分の線と乙から甲を見通した線から右に108度38分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に11度2分の線と乙から甲を見通した線から左に117度22分の線との交点</p> <p>アイ、イウ及びエアを結ぶ3直線並びにウエ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p> <p>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>15 公示番号 区第3,015号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内上浦場西地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石新区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に77度8分の線上甲から105メートルの点</p> <p>イ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の線上乙から228メートルの点</p>	<p>ウ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の線上乙から113メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に3度30分の線上甲から73メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p> <p>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>16 公示番号 区第3,016号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内玉目地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内赤ヶ崎区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に76度24分の線上甲から291メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に38度2分の線上甲から88メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に102度20分の線上甲から156メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に96度9分の線上甲から314メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p> <p>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>17 公示番号 区第3,017号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内入戸南地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内入戸五厘の鼻区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内入戸松ヶ崎新区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に17度49分の線上甲から140メートルの点</p> <p>イ 乙から甲を見通した線から右に17度35分の線上乙から123メートルの点</p> <p>ウ 乙から甲を見通した線から左に30度53分の線上乙から142メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に27度25分の線上甲から145メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p> <p>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>18 公示番号 区第3,018号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷戸島地先（ガラク）</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市大谷戸島北区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位302度8分の線上甲から786メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位339度32分の線上甲から681メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位352度42分の線上甲から235メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位271度53分の線上甲から637メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p>
---	---	---

漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 （くろまぐろ養殖業を除く。）
 (3) 地元地区
 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 19 公示番号 区第3,019号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市大谷中ノ島地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大谷中ノ島西区画基点
 ア 甲から磁針方位31度22分の線上甲から363メートルの点
 イ 甲から磁針方位36度48分の線上甲から455メートルの点
 ウ 甲から磁針方位53度24分の線上甲から428メートルの点
 エ 甲から磁針方位52度16分の線上甲から328メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 （くろまぐろ養殖業を除く。）
 (3) 地元地区
 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 20 公示番号 区第3,020号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市大谷白浜地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大谷蜂ヶ尻区画基点
 基点乙 須崎市大谷白浜ふとうしの鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位66度48分の線上甲から340メートルの点
 イ 甲から磁針方位73度3分の線上甲から266

メートルの点
 ウ 甲から磁針方位315度51分の線上甲から80メートルの点
 エ 甲から磁針方位328度45分の線上甲から486メートルの点
 アイ、イウ、ウエ、エ乙及びエアを結ぶ5直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 （くろまぐろ養殖業を除く。）
 (3) 地元地区
 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 21 公示番号 区第3,021号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市野見大室戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
 基点乙 須崎市大谷小長崎白目濠区画基点
 ア 甲から磁針方位326度23分の線上甲から310メートルの点
 イ 甲から磁針方位33度40分の線上甲から826メートルの点
 ウ 乙から磁針方位177度30分の線上乙から204メートルの点
 エ 乙から磁針方位217度35分の線上乙から394メートルの点
 オ 甲から磁針方位61度50分の線上甲から466メートルの点
 カ 甲から磁針方位326度23分の線上甲から131メートルの点
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 （くろまぐろ養殖業を除く。）
 (3) 地元地区

須崎市のうち野見
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 22 公示番号 区第3,022号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917メートルの点
 イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から1,113メートルの点
 ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から1,062メートルの点
 エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 （くろまぐろ養殖業を除く。）
 (3) 地元地区
 須崎市のうち大谷
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 23 公示番号 区第3,023号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市野見湾馬の背地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位326度23分の線上甲から959メートルの点
 イ 甲から磁針方位24度24分の線上甲から1,053メートルの点
 ウ 甲から磁針方位30度33分の線上甲から986メートルの点
 エ 甲から磁針方位326度23分の線上甲から430メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

<p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 須崎市のうち大谷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>24 公示番号 区第3,024号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 須崎市大谷勢井湾中央地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位339度42分の線上甲から1,255メートルの点 イ 甲から磁針方位351度10分の線上甲から1,212メートルの点 ウ 甲から磁針方位350度18分の線上甲から993メートルの点 エ 甲から磁針方位336度31分の線上甲から1,044メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 須崎市のうち大谷及び野見</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>25 公示番号 区第3,025号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 須崎市安和地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 須崎市安和桜川々口南区画基点 ア 甲から磁針方位62度54分の線上甲から505メートルの点 イ 甲から磁針方位85度43分の線上甲から609</p>	<p>メートルの点 ウ 甲から磁針方位92度45分の線上甲から414メートルの点 エ 甲から磁針方位57度21分の線上甲から304メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 須崎市のうち須崎</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>26 公示番号 区第3,026号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼双名島地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町久礼双名島元の島区画基点 ア 甲から磁針方位278度40分の線上甲から129メートルの点 イ 甲から磁針方位286度46分の線上甲から207メートルの点 ウ 甲から磁針方位300度28分の線上甲から207メートルの点 エ 甲から磁針方位299度16分の線上甲から120メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡中土佐町のうち久礼</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>27 公示番号 区第3,027号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加江港内 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江権現濬区画基点 ア 甲から磁針方位291度50分の線上甲から368メートルの点 イ 甲から磁針方位305度52分の線上甲から383メートルの点 ウ 甲から磁針方位310度16分の線上甲から304メートルの点 エ 甲から磁針方位293度17分の線上甲から282メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>28 公示番号 区第3,028号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江一ツ濬岡小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に39度14分の線と乙から甲を見通した線から右に60度3分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に35度53分の線と乙から甲を見通した線から右に74度8分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に21度24分の線と乙から甲を見通した線から右に74度8分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に22度32分の線と乙から甲を見通した線から右に50度53分の線との交点</p>
---	---	---

<p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 (西部海区関係)</p> <p>29 公示番号 区第3, 029号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波堤地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波堤区画基点 ア 甲から磁針方位165度40分の線上甲から101メートルの点 イ 甲から磁針方位194度8分の線上甲から101メートルの点 ウ 甲から磁針方位203度7分の線上甲から62メートルの点 エ 甲から磁針方位156度21分の線上甲から63メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>30 公示番号 区第3, 030号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越小刈谷地先(2) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平暮区画基点</p>	<p>ア 甲から磁針方位235度30分の線上甲から312メートルの点 イ 甲から磁針方位239度0分の線上甲から418メートルの点 ウ 甲から磁針方位246度0分の線上甲から414メートルの点 エ 甲から磁針方位245度0分の線上甲から304メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>31 公示番号 区第3, 031号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形仏濤地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町周防形仏濤小型定置漁場基点 ア 甲から磁針方位318度5分の線上甲から165メートルの点 イ 甲から磁針方位310度5分の線上甲から183メートルの点 ウ 甲から磁針方位316度12分の線上甲から211メートルの点 エ 甲から磁針方位323度30分の線上甲から196メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、檜ノ浦及び周防形</p> <p>(4) 制限又は条件</p>	<p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>32 公示番号 区第3, 032号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目第一防波堤東地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目第一防波堤突端区画基点 点 ア 甲から磁針方位48度51分の線上91メートルの点 イ 甲から磁針方位76度26分の線上255メートルの点 ウ 甲から磁針方位90度0分の線上248メートルの点 エ 甲から磁針方位89度53分の線上68メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち古満目</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>33 公示番号 区第3, 033号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台 ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の線上甲から447メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の線上甲から466メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の線上甲から403メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の線上甲から328メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の線上甲から279メートルの点</p>
--	--	--

<p>カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の線上甲から348メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の線上甲から424メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エア、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(くろまぐろ養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>34 公示番号 区第3, 034号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に5度23分の線上甲から459メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の線上甲から539メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の線上甲から604メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の線上甲から406メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に75度51分の線上甲から307メートルの点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分の線上甲から239メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の線上甲から253メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(くろまぐろ養殖業を除く。)</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		(くろまぐろ養殖業を除く。)		漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		(くろまぐろ養殖業を除く。)		<p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>35 公示番号 区第3, 035号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切溜所地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町一切新網代区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に111度38分の線と乙から甲を見通した線から左に38度55分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に135度58分の線と乙から甲を見通した線から左に28度9分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に155度2分の線と乙から甲を見通した線から左に14度16分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に141度41分の線と乙から甲を見通した線から左に18度43分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から右に149度22分の線と乙から甲を見通した線から左に13度17分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から右に137度35分の線と乙から甲を見通した線から左に15度57分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びキアを結ぶ6直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(くろまぐろ養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち一切</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>36 公示番号 区第3, 036号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地蜂の巣浜地先</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		(くろまぐろ養殖業を除く。)		<p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町安満地烏帽子澁区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位294度23分の線上甲から321メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位339度18分の線上甲から493メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位68度51分の線上甲から581メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位105度48分の線上甲から442メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(くろまぐろ養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>37 公示番号 区第3, 037号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町安満地棒澁県漁場基点</p> <p>基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ澁県漁場基点</p> <p>基点丙 幡多郡大月町安満地平澁県漁場基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		(くろまぐろ養殖業を除く。)	
漁業の種類	漁業の時期																																	
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																																	
類小割り式養殖業																																		
(くろまぐろ養殖業を除く。)																																		
漁業の種類	漁業の時期																																	
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																																	
類小割り式養殖業																																		
(くろまぐろ養殖業を除く。)																																		
漁業の種類	漁業の時期																																	
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																																	
類小割り式養殖業																																		
(くろまぐろ養殖業を除く。)																																		
漁業の種類	漁業の時期																																	
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																																	
類小割り式養殖業																																		
(くろまぐろ養殖業を除く。)																																		

<p>線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点</p> <p>キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分の線との交点</p> <p>ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>38 公示番号 区第3,038号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地向かいの浜沖</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社前波止の先区画基点 基点乙 幡多郡大月町安満地一本松区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に12度33分の線と乙から甲を見通した線から左に18度40分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に46度44分の線と乙から甲を見通した線から左に33度47分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に89度58分の線と乙から甲を見通した線から左に14度51分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に1度46分の線と乙から甲を見通した線から右に1度3分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p>	<p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>39 公示番号 区第3,039号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦高望地先</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦高望丸渚区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位13度8分の線上甲から62メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位43度44分の線上甲から198メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位105度58分の線上甲から266メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位140度9分の線上甲から206メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>40 公示番号 区第3,040号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦立渚地先</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦双ツ渚岡小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ渚小型定置漁場基点</p>	<p>ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分の線と乙から甲を見通した線から右に55度10分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の線と乙から甲を見通した線から右に113度31分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の線と乙から甲を見通した線から右に148度5分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>41 公示番号 区第3,041号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦中崎の鼻地先</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に84度45分の線上甲から340メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に50度10分の線上甲から117メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に101度30分の線上甲から78メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に100度20分の線上甲から148メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に135度10分の線上甲から180メートルの点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に125度0分の線上甲から250メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に150度20分</p>
---	---	---

<p>の線上甲から356メートルの点 ク 甲から乙を見通した線から左に140度0分 の線上甲から428メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクア を結ぶ8直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>42 公示番号 区第3,042号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦タナの下地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に52度10分の 線上甲から502メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に25度50分の 線上甲から589メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に5度30分の 線上甲から390メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に47度10分の 線上甲から244メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>43 公示番号 区第3,043号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦椎ノ浦地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に12度56分の 線上甲から620メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に0度36分の 線上甲から741メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に342度43分 の線上甲から589メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に353度5分 の線上甲から438メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>44 公示番号 区第3,044号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦弦場鼻沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に50度42分の 線と乙から甲を見通した線から右に79度59分 の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の 線と乙から甲を見通した線から右に104度38 分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の 線と乙から甲を見通した線から右に99度28分 の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の 線と乙から甲を見通した線から右に84度43分</p>	<p>の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の 線と乙から甲を見通した線から右に56度6分 の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の 線と乙から甲を見通した線から右に44度5分 の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びクアを結ぶ6直線 により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>45 公示番号 区第3,045号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦ゴゾウウ落沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位274度52分の線上甲から779 メートルの点 イ 甲から磁針方位288度24分の線上甲から704 メートルの点 ウ 甲から磁針方位264度21分の線上甲から308 メートルの点 エ 甲から磁針方位251度29分の線上甲から173 メートルの点 オ 甲から磁針方位225度01分の線上甲から219 メートルの点 カ 甲から磁針方位246度56分の線上甲から460 メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びクアを結ぶ6直線 により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p>
--	--	---

<p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち泊浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>46 公示番号 区第3, 046号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦古泊地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位181度24分の線上甲から94メートルの点 イ 甲から磁針方位85度49分の線上甲から53メートルの点 ウ 甲から磁針方位85度49分の線上甲から210メートルの点 エ 甲から磁針方位134度18分の線上甲から270メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち泊浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>47 公示番号 区第3, 047号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦くろみど沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位295度14分の線上甲から653メートルの点 イ 甲から磁針方位312度01分の線上甲から649メートルの点 ウ 甲から磁針方位317度19分の線上甲から372メートルの点 エ 甲から磁針方位288度05分の線上甲から380メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>	<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち泊浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>48 公示番号 区第3, 048号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦赤崎沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦白の鼻区画漁場基点 ア 甲から磁針方位176度12分の線上甲から664メートルの点 イ 甲から磁針方位159度26分の線上甲から475メートルの点 ウ 甲から磁針方位144度49分の線上甲から713メートルの点 エ 甲から磁針方位160度13分の線上甲から851メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち泊浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>49 公示番号 区第3, 049号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜地先(3) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下区画漁場基点第172号 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫鶴ノ養殖区漁場基点</p>	<p>ア 甲から乙を見通した線から右に85度46分の線と乙から甲を見通した線から左に42度42分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に108度9分の線と乙から甲を見通した線から左に35度34分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に117度20分の線と乙から甲を見通した線から左に26度53分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に88度36分の線と乙から甲を見通した線から左に32度13分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町、大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺、大深浦及び沖の島町母島並びに幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎ノ浦、周防形、古満目、柏島、一切、安満地、泊浦、龍ヶ迫及び芳ノ沢</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>50 公示番号 区第3, 050号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢田土地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢立窪区画基点 ア 甲から磁針方位285度18分の線上甲から385メートルの点 イ 甲から磁針方位326度35分の線上甲から270メートルの点 ウ 甲から磁針方位319度3分の線上甲から112メートルの点 エ 甲から磁針方位263度49分の線上甲から297メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期</p>
---	--	---

<p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>51 公示番号 区第3,051号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢立落地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢立落区画基点 基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界立石区画基点 ア 甲から磁針方位332度0分の線上甲から240メートルの点 イ 乙から磁針方位321度0分の線上乙から176メートルの点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>52 公示番号 区第3,052号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町栄喜立石地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界立石区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点 ア 甲から磁針方位321度0分の線上甲から176メートルの点 イ 甲から磁針方位64度28分の線上甲から227メートルの点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p>	<p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>53 公示番号 区第3,053号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町栄喜一切田地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町栄喜ぼら網代区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜一切田大岩区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に24度49分の線と乙から甲を見通した線から左に137度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に34度6分の線と乙から甲を見通した線から左に124度53分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に53度45分の線と乙から甲を見通した線から左に67度51分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に90度4分の線と乙から甲を見通した線から左に27度45分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に48度42分の線と乙から甲を見通した線から左に6度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>54 公示番号 区第3,054号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海猩々落地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町大海猩々落区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に34度22分の線上甲から190メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に113度6分の線上甲から110メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に125度1分の線上甲から67メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に34度22分の線上甲から100メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に19度27分の線上甲から78メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から左に132度44分の線上甲から180メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に117度26分の線上甲から187メートルの点 ク 甲から乙を見通した線から左に62度37分の線上甲から138メートルの点 ケ 甲から乙を見通した線から左に21度37分の線上甲から160メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クク、クケ及びケアを結ぶ9直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>55 公示番号 区第3,055号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町長崎山白落沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市大島烏帽子落区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白落区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に35度46分の線と乙から甲を見通した線から左に52度20分の線との交点</p>
--	--	--

イ 甲から乙を見通した線から右に10度17分の線と乙から甲を見通した線から左に17度18分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に14度19分の線と乙から甲を見通した線から左に45度47分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に21度5分の線と乙から甲を見通した線から左に60度19分の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から右に21度32分の線と乙から甲を見通した線から左に75度7分の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から右に25度28分の線と乙から甲を見通した線から左に77度39分の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐる養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

56 公示番号 区第3, 056号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海弘浦地先

イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に103度29分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に34度38分の線と乙から甲を見通した線から右に115度22分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に10度51分の線と乙から甲を見通した線から右に155度19分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に114度6分の線と乙から甲を見通した線から右に14度7

分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐる養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

57 公示番号 区第3, 057号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町内外ノ浦前地先

イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に77度30分の線と乙から甲を見通した線から右に44度17分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に86度55分の線と乙から甲を見通した線から右に46度52分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に74度58分の線と乙から甲を見通した線から右に61度38分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に64度4分の線と乙から甲を見通した線から右に61度38分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐる養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

58 公示番号 区第3, 058号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫地先宿毛湾中央

イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 宿毛市大島烏帽子谿区画基点
 基点乙 宿毛市小筑紫町白谿区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に72度32分の線と乙から甲を見通した線から左に72度23分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に47度42分の線と乙から甲を見通した線から左に58度46分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に38度36分の線と乙から甲を見通した線から左に78度46分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に56度7分の線と乙から甲を見通した線から左に80度44分の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から右に59度51分の線と乙から甲を見通した線から左に75度25分の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から右に67度50分の線と乙から甲を見通した線から左に77度33分の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐる養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

59 公示番号 区第3, 059号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫地先宿毛湾中央沖

イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 宿毛市大島烏帽子谿区画基点
 基点乙 宿毛市小筑紫町白谿区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に62度24分の線と乙から甲を見通した線から左に76度8分

<p>の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に59度51分の線と乙から甲を見通した線から左に75度25分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に56度7分の線と乙から甲を見通した線から左に80度44分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に58度52分の線と乙から甲を見通した線から左に81度3分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>60 公示番号 区第3,060号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市大島地先宿毛湾中央 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市大島烏帽子濬区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白濬区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に90度5分の線と乙から甲を見通した線から左に59度55分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に85度20分の線と乙から甲を見通した線から左に46度36分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に99度57分の線と乙から甲を見通した線から左に39度3分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に100度49分の線と乙から甲を見通した線から左に34度13分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に71度22分の線と乙から甲を見通した線から左に48度57分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に84度8分の</p>	<p>線と乙から甲を見通した線から左に64度56分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>61 公示番号 区第3,061号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市大島地先宿毛湾中央沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市矢竹島濬区画基点 基点乙 宿毛市大島烏帽子濬区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に122度38分の線と乙から甲を見通した線から左に45度46分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に120度14分の線と乙から甲を見通した線から左に45度21分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に111度53分の線と乙から甲を見通した線から左に52度38分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に115度49分の線と乙から甲を見通した線から左に51度48分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦</p>	<p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>62 公示番号 区第3,062号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市大島咸陽島地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市大島ウドノ鼻西区画基点 基点乙 宿毛市矢竹島北区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に21度9分の線と乙から甲を見通した線から左に80度10分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に24度27分の線と乙から甲を見通した線から左に13度56分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の線と乙から甲を見通した線から左に11度23分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の線と乙から甲を見通した線から左に81度9分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>63 公示番号 区第3,063号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市宇須々木久万端地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市薬津桐島南区画基点 基点乙 宿毛市宇須々木久万端突端県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に131度54分の線と乙から甲を見通した線から左に15度15分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に77度41分の</p>
--	--	--

線と乙から甲を見通した線から左に72度0分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に106度12分の線と乙から甲を見通した線から左に55度5分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に151度14分の線と乙から甲を見通した線から左に17度42分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)
 (3) 地元地区
 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 64 公示番号 区第3,064号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島南地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点
 基点乙 宿毛市藻津桐島長磯区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に41度2分の線と乙から甲を見通した線から左に92度38分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に76度34分の線と乙から甲を見通した線から左に49度0分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に67度55分の線と乙から甲を見通した線から左に34度17分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に27度24分の線と乙から甲を見通した線から左に94度38分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)
 (3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 65 公示番号 区第3,065号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(1)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島ボウズ濠区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に110度48分の線と乙から甲を見通した線から左に55度35分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に132度8分の線と乙から甲を見通した線から左に37度51分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に139度58分の線と乙から甲を見通した線から左に26度49分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に101度55分の線と乙から甲を見通した線から左に54度3分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)
 (3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 66 公示番号 区第3,066号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(2)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ濠区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東濠区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に28度19分の線と乙から甲を見通した線から左に138度14分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に45度11分の線と乙から甲を見通した線から左に114度48分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に41度54分の線と乙から甲を見通した線から左に101度43分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に17度14分の線と乙から甲を見通した線から左に146度25分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)
 (3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 67 公示番号 区第3,067号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(3)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ濠区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東濠区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に51度45分の線と乙から甲を見通した線から左に108度38分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に71度12分の線と乙から甲を見通した線から左に89度18分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に95度59分の線と乙から甲を見通した線から左に51度1分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に51度45分の線と乙から甲を見通した線から左に65度15分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

68 公示番号 区第3,068号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(4)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ箸区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東箸区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に77度11分の線と乙から甲を見通した線から左に82度56分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に99度22分の線と乙から甲を見通した線から左に67度6分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に137度0分の線と乙から甲を見通した線から左に32度30分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に132度35分の線と乙から甲を見通した線から左に24度41分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

69 公示番号 区第3,069号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻地先
 イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点
 基点乙 宿毛市藻津中ノ瀬区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に56度30分の線と乙から甲を見通した線から左に8度9分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に71度54分の線と乙から甲を見通した線から左に15度6分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に25度6分の線と乙から甲を見通した線から左に31度36分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に13度36分の線と乙から甲を見通した線から左に18度18分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

70 公示番号 区第3,070号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島東地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津桐島ワシ谷の鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位17度18分の線上甲から109メートルの点
 イ 甲から磁針方位126度46分の線上甲から191メートルの点
 ウ 甲から磁針方位138度38分の線上甲から178メートルの点
 エ 甲から磁針方位357度50分の線上甲から85メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

71 公示番号 区第3,071号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島西ノ鼻地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津桐島長磯区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に38度30分の線と乙から甲を見通した線から左に25度6分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に65度36分の線と乙から甲を見通した線から左に56度42分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に60度12分の線と乙から甲を見通した線から左に62度30分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に29度36分の線と乙から甲を見通した線から左に30度0分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

72 公示番号 区第3,072号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町母島大和の内地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市沖の島母島外頭区画基点

<p>ア 甲から磁針方位263度43分の線上甲から198メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位298度0分の線上甲から307メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位278度42分の線上甲から73メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち沖の島町母島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 〔第一種区画漁業(くろまぐる養殖)〕 (中部海区関係)</p> <p>1 公示番号 区第3,301号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡芸西村上黒瀨県漁場基点</p> <p>ア 甲から磁針方位192度8分の線上甲から3,034メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から3,033メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から2,830メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位191度48分の線上甲から2,836メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 く</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ろまぐる小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 香南市のうち夜須町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>2 公示番号 区第3,302号</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)		漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで	ろまぐる小割り式養殖業		<p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷中の島地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市大谷中の島西区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位31度22分の線上甲から363メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位36度48分の線上甲から455メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位53度24分の線上甲から428メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位52度16分の線上甲から328メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 く</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ろまぐる小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 (西部海区関係)</p> <p>3 公示番号 区第3,303号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の線上甲から447メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の線上甲から466メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の線上甲から403メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の線上甲から328メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の線上甲から279メートルの点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の線上甲から348メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで	ろまぐる小割り式養殖業		<p>線上甲から424メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エア、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 く</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ろまぐる小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>4 公示番号 区第3,304号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に5度23分の線上甲から459メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の線上甲から539メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の線上甲から604メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の線上甲から406メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に75度51分の線上甲から307メートルの点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分の線上甲から239メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の線上甲から253メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 く</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ろまぐる小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>5 公示番号 区第3,305号</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで	ろまぐる小割り式養殖業		漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで	ろまぐる小割り式養殖業	
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで																															
ろまぐる小割り式養殖業																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで																															
ろまぐる小割り式養殖業																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで																															
ろまぐる小割り式養殖業																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで																															
ろまぐる小割り式養殖業																																

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切くえ落地先(2)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点
 基点乙 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号
 ア 甲から乙を見通した線から左に93度41分の線と乙から甲を見通した線から右に52度19分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に63度55分の線と乙から甲を見通した線から右に69度3分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に58度50分の線と乙から甲を見通した線から右に58度44分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に102度55分の線と乙から甲を見通した線から右に39度34分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち一切
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 6 公示番号 区第3,306号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地蜂の巣浜地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地烏帽子窪区画基点
 ア 甲から磁針方位294度23分の線上甲から321メートルの点
 イ 甲から磁針方位339度18分の線上甲から493メートルの点
 ウ 甲から磁針方位68度51分の線上甲から581メートルの点
 エ 甲から磁針方位105度48分の線上甲から442メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち安満地
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 7 公示番号 区第3,307号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地棒箸県漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ窪県漁場基点
 基点丙 幡多郡大月町安満地平窪県漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分の線との交点
 オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点
 カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点
 キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分の線との交点
 ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち安満地
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 8 公示番号 区第3,308号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橋浦立落地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町橋浦双ツ窪岡小型定置漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町橋浦ゆるぎ窪小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分の線と乙から甲を見通した線から右に55度10分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の線と乙から甲を見通した線から右に113度31分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の線と乙から甲を見通した線から右に148度5分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち橋浦
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 9 公示番号 区第3,309号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橋浦弦場鼻沖
 イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点
 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号
 ア 甲から乙を見通した線から左に50度42分の線と乙から甲を見通した線から右に79度59分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の線と乙から甲を見通した線から右に104度38分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の線と乙から甲を見通した線から右に99度28分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の線と乙から甲を見通した線から右に84度43分の線との交点
 オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の線と乙から甲を見通した線から右に56度6分の線との交点
 カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の線と乙から甲を見通した線から右に44度5分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち橘浦
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 [第一種区画漁業(えび類養殖)]
 (西部海区関係)
 1 公示番号 区第3,601号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地向かいの浜沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社前波止の先区画基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地一本松区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に12度33分の線と乙から甲を見通した線から左に18度40分

の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に46度44分の線と乙から甲を見通した線から左に33度47分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に89度58分の線と乙から甲を見通した線から左に14度51分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に1度03分の線と乙から甲を見通した線から右に1度46分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 え 1月1日から12月31日まで
 び類小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち安満地
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 [第一種区画漁業(藻類養殖)]
 (中部海区関係)
 1 公示番号 区第4,001号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の線と乙から甲を見通した線から右に27度6分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の線と乙から甲を見通した線から右に38度23分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の線と乙から甲を見通した線から右に14度11分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで
 類養殖業
 (3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 2 公示番号 区第4,002号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の線と乙から甲を見通した線から左に79度52分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の線と乙から甲を見通した線から左に26度57分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の線と乙から甲を見通した線から左に22度50分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の線と乙から甲を見通した線から左に81度12分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで
 類養殖業
 (3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 3 公示番号 区第4,003号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917メートルの点
 イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から1,113メートルの点

<p>ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から1,062メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで</p> <p>類養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち大谷</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>4 公示番号 区第4,004号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀落小型定置漁場基点</p> <p>基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加江港防波堤灯台</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に65度50分の線上甲から842メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に72度30分の線上甲から817メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に71度10分の線上甲から740メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に64度0分の線上甲から765メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで</p> <p>類養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>5 公示番号 区第4,005号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎地先</p> <p>イ 漁場の区域</p>	<p>点の位置</p> <p>基点甲 高岡郡中土佐町一ツ箸岡小型定置漁場基点</p> <p>基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎小型定置漁場基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に49度20分の線と乙から甲を見通した線から右に38度40分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に41度10分の線と乙から甲を見通した線から右に53度30分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に22度32分の線と乙から甲を見通した線から右に40度20分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に25度30分の線と乙から甲を見通した線から右に23度10分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで</p> <p>類養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>◎定置漁業権 (33件)</p> <p>(東部海区関係)</p> <p>1 公示番号 定第1,001号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根水尻沖(水尻1号)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号</p> <p>基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に57度35分の線と乙から甲を見通した線から右に51度6分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に39度49分の線と乙から甲を見通した線から右に73度41分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に21度02分の線と乙から甲を見通した線から右に47度42分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の</p>	<p>線と乙から甲を見通した線から右に28度39分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に42度56分の線と乙から甲を見通した線から右に36度30分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の線と乙から甲を見通した線から右に58度20分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>安芸郡東洋町のうち野根</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,002号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。</p> <p>2 公示番号 定第1,002号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根水尻沖(水尻2号)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号</p> <p>基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に42度56分の線と乙から甲を見通した線から右に36度30分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の線と乙から甲を見通した線から右に58度20分の線との交点</p> <p>ウ 乙から甲を見通した線から右に13度39分の線上乙から837メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に4度22分の線上甲から1,240メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の線と乙から甲を見通した線から右に28度39分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に21度02分の線と乙から甲を見通した線から右に47度42分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>
---	---	--

<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 安芸郡東洋町のうち野根</p> <p>(4) 制限又は条件 ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 イ アイ、イカ、カオ及びオアを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,001号の操業を妨げるような身網の敷設を行ってはならない。</p> <p>3 公示番号 定第1,003号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町黒濬沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町隠谷県漁場基点第11号 基点乙 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号 ア 甲から乙を見通した線から左に95度29分の線と乙から甲を見通した線から右に35度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に71度54分の線と乙から甲を見通した線から右に48度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に23度8分の線と乙から甲を見通した線から右に14度27分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に70度10分の線と乙から甲を見通した線から右に6度18分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,509号の漁場の区域を除く。</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち佐喜浜町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>4 公示番号 定第1,004号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖（源太濬） イ 漁場の区域</p>	<p>点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町平濬県漁場基点第14号 基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号 ア 甲から乙を見通した線から左に47度5分の線と乙から甲を見通した線から右に70度24分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に37度41分の線と乙から甲を見通した線から右に90度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に6度30分の線と乙から甲を見通した線から右に70度45分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に7度15分の線と乙から甲を見通した線から右に27度8分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に23度12分の線と乙から甲を見通した線から右に55度55分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に17度19分の線と乙から甲を見通した線から右に85度45分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち佐喜浜町</p> <p>(4) 制限又は条件 ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、共第2,518号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。</p> <p>5 公示番号 定第1,005号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名若松谷沖（椎名2号） イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻県漁場基点第23号 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協同組合椎名支所屋上県漁場基点 基点丙 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻濬上の濬</p>	<p>ア 甲から乙を見通した線から左に102度54分の線と乙から甲を見通した線から右に38度5分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に73度59分の線と乙から甲を見通した線から右に52度23分の線との交点 アイ、イ甲、甲丙及び丙アを結ぶ4直線により囲まれた区域。</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち室戸岬町椎名</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>6 公示番号 定第1,006号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖（椎名3号） イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名船着場県漁場基点第21号 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協同組合椎名支所屋上県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に52度34分の線と乙から甲を見通した線から右に55度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に39度22分の線と乙から甲を見通した線から右に78度0分の線との交点 ウ 乙から甲を見通した線から右に20度27分の線上乙から430メートルの点 エ 乙から甲を見通した線から右に7度17分の線上乙から984.5メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に28度20分の線と乙から甲を見通した線から右に44度31分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p>
--	--	--

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

7 公示番号 定第1,007号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名夫婦渚沖（椎名1号）

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町椎名かごりたか県漁場基点第25号
基点乙 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻県漁場基点第26号
基点丙 室戸市室戸岬町椎名日沖大渚
基点丁 室戸市室戸岬町椎名椎の木谷沖の渚
ア 甲から乙を見通した線から左に56度37分の線と乙から甲を見通した線から右に61度45分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に44度30分の線と乙から甲を見通した線から右に79度58分の線との交点
アイ、イ丁、丁丙及び丙アを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

8 公示番号 定第1,008号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻県漁場基点第26号
基点乙 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号
ア 甲から乙を見通した線から左に92度16分の線と乙から甲を見通した線から右に51度40分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に69度46分の

線と乙から甲を見通した線から右に71度58分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に30度3分の線と乙から甲を見通した線から右に41度10分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に85度42分の線と乙から甲を見通した線から右に13度21分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,525号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

9 公示番号 定第1,009号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津長渚沖（三津1号）

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号
基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号
ア 甲から乙を見通した線から左に41度13分の線と乙から甲を見通した線から右に59度2分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に33度34分の線と乙から甲を見通した線から右に77度32分の線との交点
ウ 乙から甲を見通した線から右に12度20分の線上乙から346メートルの点
エ 乙から甲を見通した線から右に6度30分の線上乙から636メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,527号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

10 公示番号 定第1,010号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡赤渚沖（高岡1号）

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号
基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場基点第32号
ア 甲から乙を見通した線から左に82度35分の線と乙から甲を見通した線から右に49度15分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に60度47分の線と乙から甲を見通した線から右に65度28分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に20度17分の線と乙から甲を見通した線から右に12度25分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に87度55分の線と乙から甲を見通した線から右に8度59分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町高岡

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

11 公示番号 定第1,011号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡黒見沖（高岡2号）

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号
基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場基点第32号
ア 甲から乙を見通した線から左に44度33分の線と乙から甲を見通した線から右に60度48分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に32度35分の線と乙から甲を見通した線から右に90度15分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に9度3分の

<p>線と乙から甲を見通した線から右に68度30分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に11度39分の線と乙から甲を見通した線から右に26度15分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち室戸岬町高岡</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>12 公示番号 定第1,012号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市羽根町二又沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市羽根町大湊県漁場基点第56号 基点乙 室戸市羽根町二又県漁場基点第59号 ア 甲から乙を見通した線から左に76度17分の線と乙から甲を見通した線から右に38度17分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に59度37分の線と乙から甲を見通した線から右に52度21分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に36度4分の線と乙から甲を見通した線から右に38度18分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に43度34分の線と乙から甲を見通した線から右に26度12分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち羽根町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>13 公示番号 定第1,013号</p>	<p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町加領郷港前 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第62号 基点乙 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号 ア 甲から乙を見通した線から左に96度54分の線と乙から甲を見通した線から右に28度54分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に80度7分の線と乙から甲を見通した線から右に37度18分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に39度24分の線と乙から甲を見通した線から右に20度7分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に55度20分の線と乙から甲を見通した線から右に10度55分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 安芸郡奈半利町のうち加領郷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>14 公示番号 定第1,014号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町東浜沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利港左岸堤防上県漁場基点第68号 ア 甲から乙を見通した線から左に84度29分の線と乙から甲を見通した線から右に55度48分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に73度47分の線と乙から甲を見通した線から右に63度52分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に67度41分の線と乙から甲を見通した線から右に58度22分の線との交点</p>	<p>エ 甲から乙を見通した線から左に77度9分の線と乙から甲を見通した線から右に51度37分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>15 公示番号 定第1,015号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町六本松沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利港左岸堤防上県漁場基点第68号 ア 甲から乙を見通した線から左に68度10分の線と乙から甲を見通した線から右に50度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に59度1分の線と乙から甲を見通した線から右に57度48分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に49度27分の線と乙から甲を見通した線から右に45度35分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に57度38分の線と乙から甲を見通した線から右に39度35分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>16 公示番号 定第1,016号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>
---	---	---

<p>ア 漁場の位置 安芸郡田野町三ツ石沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡田野町奈半利川右岸堤防上測点</p> <p>基点乙 安芸郡田野町県漁場基点第32号の1</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に75度44分の線と乙から甲を見通した線から右に74度31分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に65度58分の線と乙から甲を見通した線から右に83度5分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に66度0分の線と乙から甲を見通した線から右に71度40分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に76度36分の線と乙から甲を見通した線から右に64度15分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>安芸郡田野町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>イ 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを75メートル以内とすること。</p> <p>17 公示番号 定第1,017号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜小磯渚沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡安田町不動県漁場基点第33号の1</p> <p>基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の2</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に53度25分の線と乙から甲を見通した線から右に86度3分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に45度39分の線と乙から甲を見通した線から右に100度13分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に35度1分の線と乙から甲を見通した線から右に103度42分の線との交点</p>	<p>エ 甲から乙を見通した線から左に42度36分の線と乙から甲を見通した線から右に82度45分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>安芸郡安田町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>イ 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを75メートル以内とすること。</p> <p>(中部海区関係)</p> <p>18 公示番号 定第1,018号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市下甲崎西沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市下甲崎くつが鼻県漁場基点</p> <p>基点乙 須崎市下甲崎じんだる県漁場基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に132度23分の線と乙から甲を見通した線から右に33度48分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に93度35分の線と乙から甲を見通した線から右に62度25分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に186度0分の線上甲から136メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月1日から翌年8月30日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>19 公示番号 定第1,019号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷九石沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p>	<p>基点甲 須崎市大谷水尻大濬県漁場基点</p> <p>基点乙 須崎市大谷九石の大黒濬県漁場基点第85号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に41度25分の線と乙から甲を見通した線から右に68度17分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に15度56分の線と乙から甲を見通した線から右に96度13分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に11度13分の線と乙から甲を見通した線から左に36度0分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に25度50分の線と乙から甲を見通した線から左に15度15分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月30日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>20 公示番号 定第1,020号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷のぞきの鼻沖（双子1号）</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市大谷のぞきの鼻小島県漁場基点第86号</p> <p>基点乙 須崎市大谷神島大黒濬県漁場基点第87号</p> <p>ア 甲から磁針方位98度50分の線と乙から磁針方位57度35分の線との交点</p> <p>イ 甲から磁針方位148度20分の線と乙から磁針方位70度15分の線との交点</p> <p>甲ア、アイ及びイ甲を結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月10日から翌年7月10日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち野見、大谷及び久通</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>
---	---	---

<p>(西部海区関係)</p> <p>21 公示番号 定第1,021号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鈴沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町鈴弁天鼻石標</p> <p>基点乙 幡多郡黒潮町鈴縦面鼻石標</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に86度56分の線と乙から甲を見通した線から右に61度20分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に62度15分の線と乙から甲を見通した線から右に85度43分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に14度5分の線と乙から甲を見通した線から右に23度52分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に127度2分の線と乙から甲を見通した線から右に10度38分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち鈴</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>22 公示番号 定第1,022号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町灘県漁場基点第161号</p> <p>基点乙 幡多郡黒潮町灘池の元</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に83度9分の線と乙から甲を見通した線から右に47度0分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に48度18分の線と乙から甲を見通した線から右に61度0分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に32度31分の線と乙から甲を見通した線から右に22度48分</p>	<p>の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に97度10分の線と乙から甲を見通した線から右に25度9分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>23 公示番号 定第1,023号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘元落沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町灘井の岬岡蜂の巣落定置漁場基点</p> <p>基点乙 幡多郡黒潮町灘瀬戸の鼻県漁場基点第164号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に56度47分の線と乙から甲を見通した線から右に85度25分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に34度41分の線と乙から甲を見通した線から右に119度18分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に16度0分の線と乙から甲を見通した線から右に119度23分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に26度57分の線と乙から甲を見通した線から右に75度9分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>24 公示番号 定第1,024号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐清水市以布利朴の川鼻沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第142号</p> <p>基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第143号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に91度45分の線と乙から甲を見通した線から右に44度3分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に64度42分の線と乙から甲を見通した線から右に61度46分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に93度50分の線と乙から甲を見通した線から右に8度35分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に151度2分の線と乙から甲を見通した線から右に5度52分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐清水市のうち以布利</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>25 公示番号 定第1,025号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐清水市以布利三ツ落沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第143号</p> <p>基点乙 土佐清水市窪津馬目県漁場基点第188号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に78度37分の線と乙から甲を見通した線から右に61度15分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に52度24分の線と乙から甲を見通した線から右に80度48分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に49度55分の線と乙から甲を見通した線から右に74度16分の線との交点</p>
---	---	--

<p>エ 甲から乙を見通した線から左に35度24分の線と乙から甲を見通した線から右に15度36分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に94度36分の線と乙から甲を見通した線から右に17度17分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち以布利</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>26 公示番号 定第1,026号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津港前沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市窪津馬日木県漁場基点第188号 基点乙 土佐清水市窪津長濬基点 ア 甲から乙を見通した線から左に72度18分の線と乙から甲を見通した線から右に73度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に51度19分の線と乙から甲を見通した線から右に98度32分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に0度38分の線と乙から甲を見通した線から右に0度53分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に116度47分の線と乙から甲を見通した線から右に8度42分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>27 公示番号 定第1,027号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖(吉ノ前) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市窪津県漁場基点第191号 基点乙 土佐清水市津呂県漁場基点第193号 ア 甲から乙を見通した線から左に75度10分の線と乙から甲を見通した線から右に57度45分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に45度0分の線と乙から甲を見通した線から右に78度8分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲から785メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の線と乙から甲を見通した線から右に8度17分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,590号の漁場の区域を除く。</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>28 公示番号 定第1,028号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬椎ヶ落沖(足摺岬椎ヶ落沖) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬ローソク濬県漁場基点 基点乙 土佐清水市足摺岬たすき濬の北県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に62度59分の線と乙から甲を見通した線から右に83度17分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に41度25分の線と乙から甲を見通した線から右に112度23分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に16度15分の線と乙から甲を見通した線から右に120度17</p>	<p>分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に43度53分の線と乙から甲を見通した線から右に36度58分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち足摺岬</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>29 公示番号 定第1,029号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目崎沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目えびず濬県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町古満目すずき濬県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に77度10分の線と乙から甲を見通した線から右に77度42分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に4度55分の線と乙から甲を見通した線から右に172度35分の線との交点</p> <p>アイ、イ乙、乙甲及び甲アを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち古満目</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>30 公示番号 定第1,030号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切浅濬沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切浅濬崎もと濬 基点乙 幡多郡大月町一切赤崎沖の濬 基点丙 幡多郡大月町一切浅濬崎立濬</p>
--	---	---

<p>基点丁 幡多郡大月町一切浅濬崎止めの濬</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に27度20分の線と乙から甲を見通した線から左に36度2分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に67度26分の線と乙から甲を見通した線から左に20度27分の線との交点</p> <p>アイ、イ丙、丙丁及び丁アを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち古満目</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>31 公示番号 定第1,031号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切勤崎南沖</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町一切大濬県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町一切勤崎南小型定置漁場基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に90度59分の線と乙から甲を見通した線から右に62度31分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に35度24分の線と乙から甲を見通した線から右に118度0分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に3度3分の線上甲から95.5メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に54度23分の線上甲から38.0メートルの点</p> <p>甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ甲を結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち一切</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>32 公示番号 定第1,032号</p>	<p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地松島前</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町安満地松島県漁場基点第222号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎丸濬</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に56度21分の線と乙から甲を見通した線から右に5度10分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に25度52分の線と乙から甲を見通した線から左に10度36分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に101度12分の線と乙から甲を見通した線から左に10度36分の線との交点</p> <p>アイ、イウ及びイウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>33 公示番号 定第1,033号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地岡崎浜沖</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町安満地観音崎東小型定置漁場基点</p> <p>基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎北県漁場基点 基点丙 幡多郡大月町サル岩</p> <p>ア 甲から磁針方位353度07分の線上甲から85メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位356度29分の線上甲から368メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位14度30分の線上甲から595メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウ乙、乙丙及び丙アを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p>	<p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>第2 免許予定日 平成30年9月1日</p> <p>第3 漁業権の免許申請期間 平成30年6月4日から同年7月19日まで</p> <p>第4 漁業権の存続期間 免許の日から平成35年8月31日まで (この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>
---	---	---